

令和3年1月12日

各 位

全国酪農業協同組合連合会

緊急事態宣言発令に伴う弊会の勤務体制について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊会の事業推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて標題の件につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、1月7日に政府から緊急事態宣言が発令されたことに伴い、弊会では下記のと通りの勤務体制により業務対応いたします。

このことにより、一部通常どおりの対応が難しい案件が発生する可能性もございますが、関係各位の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 勤務体制

緊急事態宣言の対象となる地域の所場において、在宅勤務、交代勤務、時差出勤の取組みを強化し、出勤率の低減を図ることにより、最小限の出勤体制になります。

また緊急事態宣言の対象となる地域を発着地とする出張を原則として見合わせます。

2. 実施期間

緊急事態宣言の期限となる2月7日までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る最新の状況により、延長等について判断いたします。

以上